自動体外式除細動器（ＡＥＤ）賃貸借仕様書

１　件名　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）賃貸借

２　賃貸借期間　令和８年１２月１日から令和１３年１１月３０日まで（６０か月）

３　納入場所　柳川市役所　柳川庁舎本館・新館、大和庁舎、三橋庁舎

３　数量

（１）ＡＥＤ本体 ４台

（２）付属品 本体に付属する装置等は、次のとおりとする。（１台につき）

①バッテリー １個

②電極パッド ２組(成人と未就学児共通)

③キャリングケース １個

④救急セット １個

⑤ＡＥＤ設置ステッカー １枚

４　製品・規格

（１）ＡＥＤ本体は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）に基づき、「非医療従事者向け自動除細動器」として承認を受けた高度管理医療機器かつ特定保守管理医療機器であること。また、電極パッドは当該ＡＥＤに適合するものを使用すること。

（２）すべて新品かつ同一機種であること。

（３）ショックボタンを押下する必要がなく、自動で電気ショックを行うオートショック機能を搭載していること。

（４）電気ショックを自動で実施する前に、音声、ランプ、画面その他の方法により、傷病者から離れること及び電気ショックを実施するタイミングを、使用者に明確に注意喚起できる機能を有すること。

（５）日本国内で製造されたものであること。

（６）ＪＲＣ蘇生ガイドライン２０２０以降に対応したガイダンスを行うこと。

（７）防塵・防水性能はＩＰ６６以上であること。

（８）バッテリー方式で作動し、待機寿命は装着から４年以上であること。また、１４０回以上の電気ショックが可能であること。

（９）操作・保管温度範囲が－５℃～５０℃であること。

（１０）本体の切替操作により、未就学児モードへの切替えが可能であり、小学生～大人及び未就学児について同一の電極パッドを使用できること。

（１１）胸骨圧迫のリズム等、心肺蘇生の実施を支援する音声、表示その他のガイダンス機能を有すること。

（１２）ＡＥＤ使用時に記録された救助データについて、必要に応じて、製造販売業者又は保守対応者のサポートにより、速やかに取り出すことができる体制を有すること。
（１３）機器本体が、本体、バッテリー、電極パッド等について毎日セルフテストを行い、異常がある場合はインジケーター、警告音等により確認できること。
（１４）ＡＥＤの状態を遠隔で確認できるシステムを有し、セルフテスト等により異常を検知した場合にはメール等で管理者へ通知するとともに、WEB 上で機器の状態及び異常内容等を確認できること。

5　参考機種

本仕様書を満たす参考機種は、次のとおりとする。

・日本光電工業株式会社 ＡＥＤ－３２５０
・日本光電工業株式会社 ＡＥＤ－３２００
・フクダ電子株式会社 ダイナハートＡＥＤ Ａ１Ｄ（ＦＡ－Ａ１Ｄ）
・フクダ電子株式会社 ダイナハートＡＥＤ Ａ１Ｂ（ＦＡ－Ａ１Ｂ）

なお、上記参考機種以外であっても、本仕様書に定める全ての条件を満たす製品については、同等品として認めるものとする。入札参加者は、納入予定機種が本仕様書に適合することを確認できるカタログ、仕様書その他の資料を提出すること。

6　納入・設置

（1）受注者は、令和８年１１月３０日までにＡＥＤ４台を納入・設置し、令和８年１２月１日からすべてのＡＥＤが使用可能な状態とすること。
（2）納入、設置及びＡＥＤ設置ステッカーの取付けに要する経費は、すべて受注者の負担とする。
（3）納入及び設置日時については、あらかじめ発注者と協議すること。

7　支払い方法

賃借料は毎月払いとし、発注者は、適正な請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

8　三者契約

（1）落札者が発注者に対し物件を直接賃貸できない場合は、落札後速やかに発注者へ届け出た上で、発注者、落札者及びリース会社による三者契約を締結することができるものとする。
（2）薬機法上、許可を必要とする販売、貸与その他の業務については、必要な許可を有する者が行うこと。

9　入札金額

入札金額は、ＡＥＤ４台・６０か月分の賃借料並びに本仕様書に定める付属品、納入、設置、遠隔監視、保守、消耗品交換、契約期間満了時の撤去その他必要な一切の費用を含む総額とし、消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること。

１０　その他

（１）ＡＥＤ本体の保証期間は、設置より５年以上であること。

（２）賃貸借期間中、発注者の責めに帰すことができない故障又は異常が発生した場合は、受注者の費用負担により速やかに修理、交換又は代替機の提供等を行い、ＡＥＤが使用できない状態が生じないよう対応すること。

（３）受注者は、電極パッド、バッテリー等の消耗品の交換時期を管理し、使用期限又は交換時期が到来する前に、受注者の費用負担により現地にて交換すること。

（４）ＡＥＤを救命活動に使用したことに伴い交換が必要となった電極パッドその他の消耗品については、**発注者**の費用負担により速やかに交換すること。

（５）使用後または使用期限の経過した消耗品については、受注者の費用負担で回収を行うものとする。

（６）契約期間満了時の当該物件の引取は、受注者が各設置場所から回収するものであること。

（７）設置後、必要に応じて施設職員に対し、操作方法、日常点検及び遠隔監視システム等について説明を行うこと。

（８）本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。